

知って得する

# 看護職のための 年金入門

第4回

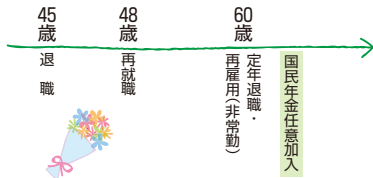
## 任意加入制度で年金額アップ!

### 看護師・花子さんのライフステージ<3>

第4回は、年金の受け取り額に関する定年後のポイントをご紹介します。忙しい毎日の中で、あらためて老後のライフプランや年金制度について考える機会がないという方もいるのではないでしょうか。

短時間勤務を経て、子育てと仕事を両立していた花子さん。40代のころ、両親の介護も重なり、一時、離職を余儀なくされました。

その後、再び就職した病院では、患者や同僚から頼りにされる存在になっています。花子さんは、定年後も地域の中で看護職として貢献しながら、趣味や旅行も楽しみたいと思っています。しかし最近、40代の退職期間中に、国民年金の未納期間があることに気がきました。



## カンゴサウルスのお役立ち解説

### 60歳以上の就業者増加 定年後のプランを考えよう

定年が近づくにつれて、自分がいつから、どのくらい年金がもらえるのか気になってくる人も多いでしょ。また、花子さんと同じく60歳を過ぎてでも働きたいと考える看護職の数も年々増えています。「衛生行政報告例」によると、60歳以上の就業看護職は2002年の3万9,480人から16年には14万7,687人と約3.7倍になり、看護職全体に占める割合も3.4%から9.5%になっています。定年を過ぎた後も働き続けることは、将来、受け取る年金額の増加にも役立ちます。



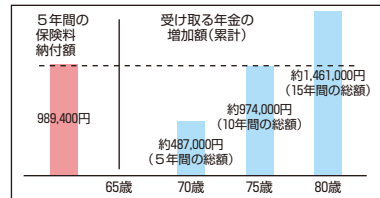
### 保険料未納分を補う国民年金任意加入制度

定年後に受給する1階部分の老齢基礎年金の額は、65歳から受け取るとすると満額で年間78万円です。しかし、これは40年間、保険料を納付した場合です。花子さんのように、何らかの事情で保険料を納められなかった人は年金額が目減りします。その目減りした年金額を補うのが、国民年金任意加入制度です。

国民年金の第1号被保険者は、原則60歳未満の加入しか認められていませんが、保険料納付期間が40年に満たない場合には、60歳以上から65歳未満の間、市町村の窓口へ申し込んで任意に加入することができます。5年間加入したと仮定した場合の保険料額は98万9,400円。65歳から受け取る年金の増加額は80歳まで受け取るとして約146万1,000円で、納付保険料の約1.5倍です(図)。

この任意加入制度は、非常勤で厚生年金の加入要件を満たさない場合にも利用できます。

図：5年間、任意で加入した場合の年金増加額  
(2017年度の保険料額、年金額で計算)



一方、60歳以降もフルタイムで働いて厚生年金に加入する場合、国民年金任意加入制度は利用できません。厚生年金に加入し続ければ被保険者期間が延び、2階部分(老齢厚生年金)の報酬比例額が増加することになります(注)。(注)老齢厚生年金の額は、標準報酬月額×一定の乗率×厚生年金の被保険者期間(月数)で計算されます。

## 年金に関するご相談は、お近くの年金事務所へ

### Q&A ナースのはたらく時間・相談窓口

**相談** 当院では残業の申告は30分単位とされており、1日単位で30分に満たない時間が切り捨てられます。子どものお迎えの事情もあり55分あたりで運動することが多いので、25分が切り捨てられ、毎月かなり損をしている気がします。

**回答** 時間外労働は1分単位で割増賃金の対象となります。1日単位で30分未満を切り捨てることは賃金全額払の原則に反し違法であり、是正する必要があります。

なお、1月単位の時間外総労働時間数の30分未満の端数はこれを切り捨て、それ以上の端数がある場合にはこれを1時間に切り上げることは違反とはされません。

<相談先> FAX 050-3737-2820

スタッフataraku@nurse.or.jp 看護管理者time-q@nurse.or.jp